

石川県道路啓開計画策定協議会 規約(案)

(名 称)

第1条 本会は、「石川県道路啓開計画策定協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、石川県内における大規模災害発生時において、関係機関の連携・協力により緊急輸送の確保を図り、道路の維持を効果的に行うため、道路法第22条の3に定める道路啓開計画を策定し、道路啓開の実効性向上を目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 災害の種類や道路啓開の目標に関すること。
- (2) 優先的に道路啓開を実施する路線・区間やその方法に関すること。
- (3) 道路啓開に必要な資機材の備蓄又は調達に関すること。
- (4) 道路啓開に関する実践的な訓練、情報収集及び伝達に関すること。
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

(組 織)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために各行政機関、各関係団体等をもって組織する。

- 2 協議会には会長を置くものとし、石川県土木部長が務めるものとする。
- 3 会長が職務を遂行できない場合は、予め会長が指名する者が職務を代理する。
- 4 会長に事故があるときは、予め会長が指名する者がその職務を代行する。
- 5 協議会の構成は、別表のとおりとする。ただし、必要に応じ会長が指名する者の出席を求めることができる。
- 6 協議会には、実務的な検討を行うためのワーキンググループを設けることとし、検討結果を協議会に報告しなければならない。

(議事の公開)

第5条 協議会は原則として非公開とする。協議会の会議に提出された資料及び議事録は、会議終了後公開する。

(事務局)

第6条 協議会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2 協議会の事務局は石川県土木部道路整備課及び国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所道路管理第一課に置くものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、協議会の協議により行うものとする。

(その他)

第8条 協議会は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附 則)

第9条 本規約は、令和8年5月19日から施行する。

(別表)

石川県道路啓開計画策定協議会 構成員

機関	役職	備考
【道路管理者】		
北陸地方整備局	道路部 道路情報管理官	
北陸地方整備局 金沢河川国道事務所	事務所長	
北陸地方整備局 能登復興事務所	事務所長	
石川県	土木部長	
中日本高速道路(株)金沢支社	高速道路事業部長	
金沢市	土木局長	
七尾市	建設部長	
小松市	都市創造部長	
輪島市	建設部長	
珠洲市	環境建設課長	
加賀市	建設部長	
羽咋市	産業建設部長	
かほく市	産業建設部長	
白山市	建設部長	
能美市	土木部長	
野々市市	建設部長	
川北町	土木課長	
津幡町	産業建設部長	
内灘町	都市整備部長	
志賀町	まち整備課長	
宝達志水町	地域整備課長	
中能登町	土木建設課長	
穴水町	地域整備課長	
能登町	建設水道課長	
【関係機関】		
石川県危機管理部	危機管理部長	
石川県健康福祉部	健康福祉部長	
石川県生活環境部	生活環境部長	
石川県警察本部	交通部長	
陸上自衛隊 第14普通科連隊	第3科長	
石川県消防長会	会長	
(一社)日本建設業連合会北陸支部	副支部長	
(一社)日本道路建設業協会北陸支部	幹事	
(一社)石川県建設業協会	会長	
(一社)石川県舗装業協会	会長	
(一社)日本建設機械施工協会北陸支部	支部長	
(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部	災害対策委員長	
(一社)石川県建設コンサルタント協会	会長	
(一社)石川県地質調査業協会	会長	
(一社)石川県測量設計業協会	会長	
北陸電力送配電(株)	技術担当部長	
北陸総合通信局	総合通信調整官 防災対策推進室長	
NTT西日本(株)北陸支店	設備部長	
(公社)日本水道協会 石川県支部	石川県支部	
(一社)石川県エルピーガス協会	専務理事	
金沢エナジー(株)	地域エネルギー供給部長	
小松ガス(株)	取締役供給部長	